

裁 決 書

審査請求人

平成24年2月10日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

が、平成23年12月9日付けで審査請求人に対し行った生活保護廃止処分は、これを取り消す。

事 実

（以下「処分庁」という。）は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成23年12月9日、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定により生活保護廃止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成24年2月10日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、次のとおり主張しているものと解される。

家庭訪問を受ける意思があることは以前から伝え、現に家庭訪問を受け入れたにもかかわらず、家庭訪問を受ける意思を示していないとされ、保護を廃止されたことが不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

[Redacted text block]

SECRET

[REDACTED]

## 2 判断

### (1) 法の規定等について

ア 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。

そして、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、あらかじめ処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を設けた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第62条第1項、第3項及び第4項）。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）第11の2の（4）及び「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）のIIの1の（2）によると、法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とし、一定期間口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるときに文書による指導指示を行うこととされている。そして、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかった場合、法第62条第3項により保護の変更、停止又は廃止を検討することとなる。

なお、手引のIIの1の（2）のイによると、文書による指導指示は、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく具体的に記載することとされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第11の問1の答において、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合における保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかについての基準が定められており、保護を廃止する基準については、次のように示されている。

（ア）最近1年以内において当該指導指示違反のほか、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき。

（イ）法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(ウ) 保護の停止を行なうことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき。

(2) 原処分について

ア 原処分の通知書面では、その処分理由としては「法第62条3（指導等に従う義務）により廃止する」とのみ記載されている。

不利益処分における処分理由については、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、提示が求められており、提示する理由の内容については、その記載自体によって、いかなる事実関係に基づき、いかなる法規を適用して不利益処分を行ったかが明らかになる程度のものであることを要すると解されているところ、本件にあっては、原処分の根拠条項を提示するのみで、事実関係等の記載がなく同項の趣旨を満たす内容であるとは到底認められず、原処分の理由の提示には瑕疵があることが明らかであるから、取消しを免れない。

イ なお、法第27条に基づく指導又は指示に違反したことによる保護の変更、停止及び廃止の手続については、前記（1）のアで述べたとおりであるが、処分庁は、弁明の機会の付与に当たっては、あらかじめ処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならないとされ、その趣旨は、処分の対象となる被保護者に対して十分な防御権を行使できる期間を与えるためと解される所、処分庁が設けた弁明の日は、前記1の（19）のとおり、当該通知を請求人に手交した翌日の平成23年12月9日であるから、十分な防御権を行使させるための期間を与えていないことは明らかであって、処分庁は、請求人に対し法第62条第4項に定められた弁明の機会を適正に付与したということとはできない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成24年12月14日

北海道知事 高橋 はるみ

